

チコ労務管理事務所通信

7 月 21 日から危険運転致死傷罪の改正が施行されています

◆適用が難しいとの指摘を受けて改正

故意に危険・悪質な自動車（自動二輪車や原動機付自転車、電動キックボードも含む）の運転を行い、人を死傷させた者を処罰する「危険運転致死傷罪」ですが、従来、判断基準や対象行為が曖昧で適用が難しいとの指摘があったことを受けて、国会で改正法が成立、施行されています。主な改正内容は、次の 3 点です。

- 飲酒類型 → 数値基準を新設
- 高速度類型 → 類型を新設
- 殊更滑走等類型 → 類型を新設

◆改正後の危険運転致死傷罪の要件

●飲酒類型

- 1 呼気 10 中 0.5 mg（血液 1ml 中 1.0 mg）以上で自動車を運転し、人を死傷させた場合 → 一律に対象とする
- 2 その他アルコールの影響により正常な運転が困難な状態で自動車を運転し、人を死傷させた場合 → 1 の数値基準を満たさなくても対象とする

●高速度類型

- 1 下記の数値基準を満たす高速度で自動車を運転し、人を死傷させた場合 → 一律に対象とする
 - ・最高速度 60km/h 以下：最高速度+50 km/h 超過
 - ・最高速度 60km/h 超：最高速度+60 km/h 超過
- 2 1 に準ずる速度で危険回避が著しく困難な高速度で自動車を運転し、人を死傷させた場合 → 1 の数値基準を満たさなくても対象とする

●殊更滑走等類型

ドリフト走行やウィリー走行など車体制御が困難な状態で自動車を走行させ、人を死傷させた場合に対象とする

なお、9 月 1 日からは改正道路交通法施行令の施行により、生活道路における自動車の法定速度が 60km/h



から 30km/h に引き下げられます。ご注意ください。

【参考】

危険運転致死傷罪（自動車運転死傷処罰法）の法改正 Q & A

https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00239.html

生活道路における法定速度について

https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kotsu/doro/Residential_roads.html

精神障害による労災認定が 7 年連続で過去最多

◆精神障害による労災の増加

厚生労働省が 7 月 15 日に公表した令和 7 年度「過労死等の労災補償状況」によると、精神障害による労災の支給決定件数は 1,082 件となり、前年度（1,056 件）を上回って 7 年連続で過去最多を更新しました。また、請求件数も 4,958 件と過去最多となっています。

業種別（中分類）に見ると、支給決定件数が最も多かったのは「社会保険・社会福祉・介護事業」（151 件）、次いで「医療業」（139 件）、「道路貨物運送業」（68 件）、「総合工事業」（51 件）、「飲食店」（45 件）の順となりました。

精神障害の認定要因としては、対人関係に関する「上司等からのパワーハラスメント」（222 件）が最も多く、次いで「顧客や取引先、施設利用者等からの著

しい迷惑行為」(127件)と「セクシュアルハラスメント」(127件)が並び、仕事の量・質に関する「1か月に80時間以上の時間外労働を行った」(40件)を上回っています。

◆ハラスメント対策の徹底が必要

この結果からは、長時間労働のみならず、パワハラ、セクハラ、カスハラといった各種ハラスメントが精神的不調を引き起こしていることが読み取れます。

労働者の人生を守るために、そして貴重な働き手を失わないためにも、企業には、方針の策定・周知、相談体制の整備、職場環境の改善といった、ハラスメント防止措置の徹底がこれまで以上に求められています。10月からは、新たにカスハラ対策と就活セクハラ対策が全企業に義務付けられますので、今一度、自社のハラスメント対策を確認する機会にできるとよいでしょう。

【参考】

令和7年度「過労死等の労災補償状況」を公表します
(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_74476.html

双方の意見を踏まえながら制度の在り方を検討します。

◆企業は今後の動きに備える必要あり

法改正ではなく、労働時間制度の運用について、時間外労働の実態を踏まえた、36協定の締結や柔軟な労働時間制度の活用について相談支援の充実を速やかに実施するとの方針が示されています。あわせて、労働基準監督署が重大・悪質な事案に対しては厳正に対応しつつ、労働時間や労働者の健康確保措置に関する労使の合意に則った指導が行われるよう速やかに見直す、とも示されています。情報をチェックしておくとい良いでしょう。

【参考】

経済財政運営と改革の基本方針2026

<https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/honebuto/2026/decision0721.html>

「骨太の方針2026」と 今後の労働時間法制の見直し

◆労働時間法制の見直し方針

「経済財政運営と改革の基本方針2026(骨太の方針2026)」では、「心身の健康維持と従業員の選択を前提に、柔軟で多様な働き方を実現するため、労働時間法制等に係る政策対応について、夏以降の労働政策審議会で議論を行う」とされ、同日閣議決定された「日本成長戦略」に、その政策に関する具体的な内容が示されています。

◆裁量労働制・変形労働時間制の見直し

裁量労働制については、健康確保や長時間労働防止、適切な処遇確保などの措置を前提に、対象の在り方について、見直しを検討します。

変形労働時間制については、他律的な要因に十分対応できていない現場の実態や、労働者の生活時間や勤務予定の予見可能性に留意しつつ、見直しを検討します。

◆柔軟で多様な働き方の実現に向けて

さらに、連続勤務規制や勤務間インターバル制度、「つながらない権利」、副業・兼業時の健康確保、テレワークに対応した労働時間管理などについても、労使